

肉用牛肥育経営安定交付金制度

登録生産者の皆さんへ

令和2年10月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価(概算払)が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

1頭あたり(令和2年10月販売牛)

(単位:円/頭)

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 (静岡県)	交雑種	乳用種
標準的販売価格 (A)	1,188,026	672,479	445,862
うち 主産物価格 $a \times b$	1,180,065	666,288	440,769
枝肉市場価格(円/kg) a	2,265	1,322	973
枝肉重量(kg) b	521	504	453
標準的生産費 (B)	1,247,425	818,555	488,050
うち もと畜費	768,261	437,906	212,485
うち 飼料費	296,975	277,456	206,842
うち 労働費	78,699	39,749	24,940
差額(C) = (A) - (B)	△59,399	△146,076	△42,188
交付金単価 (D) = (C) × 0.9	※40,094.325	131,468.4	37,969.2
暫定交付金単価(概算払) (D) - 4,000	※37,094.325	127,468.4	33,969.2

※肉専用種においては積立金が不足しており、6月分以降国費分のみを支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示

※ インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。